

(電子メール施行)
都政第1061号-3
令和2年4月10日

土地対策関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部まちづくり局 土地対策室長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う郵送による申請の受付等
について (依頼)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、本年4月7日付けで新型コロナウイルス感染症(同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に関する緊急事態が発生した旨の公示がなされました。

ついては、本県が所管する事務に係る下記の申請等関係書類について、緊急事態措置を実施すべき期間内は、郵送による受付、交付等を行うことができることとしましたので、これによる場合は、郵送による交付や返却に必要なものを添えて申請等の窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、申請等の窓口は従前と変更はありません。

記

- 1 申請等関係書類
 - (1) 宅地建物取引業法に係る申請書・届出等
 - (2) 不動産の鑑定評価に関する法律に係る申請書・届出等
- 2 郵送による交付や返却を希望される場合に必要なもの等
 - (1) 必要なもの
交付や返却をする書類の返信用封筒等
(宅地建物取引業法・不動産の鑑定評価に関する法律に係るものは簡易書留とする。)
 - (2) 注意事項
 - ア 送料は申請者等の負担です。
 - イ 返信用封筒等には、あらかじめ、宛先を記入してください。
 - ウ 返信用封筒等は、信書を送ることができるものとしてください。

- エ 郵送事故に関して、本県は責任を負いません。
- オ 郵送に時間を要することとなりますので、時間的余裕をもって申請等を行ってください。
- ※ 郵便法第4条第4項の規定により、同条第2項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託することなどはできません。
- カ 宅地建物取引業法・不動産の鑑定評価に関する法律に係るものは申請書等を送付する際には、簡易書留で送付してください。
- キ 宅地建物取引業法・不動産の鑑定評価に関する法律に係るものは申請書等に必要な県収入証紙・収入印紙等の同封漏れ等に関して、本県は責任を負いません。